

「平成28年度公民連携実務研究会」支援業務

企画募集要領

1 実施趣旨

(一財) 地域総合整備財団(以下「財団」)では、地方自治体が指定管理者制度を運用する際の課題・問題の解決のため、平成17年度から有識者による指定管理者事例研究会を設置するとともに、研究成果を地方自治体に情報提供するため、セミナー等を開催している。

また、平成20年度からは指定管理者実務研究会を設置し、地方自治体等の取組事例を参考にしながら協定書の締結のあり方や募集手続きのあり方など、実務の研究を行ってきた。平成28年度からは、公民連携実務研究会へと名称を変更し、指定管理者制度のみに限定せず行政事務の外部委託を含む公民連携のあり方について検討を行っていくこととする。

ついては、公民連携実務研究会に関する業務を支援し、その成果として報告書を作成することができる、指定管理者制度及び行政事務の外部委託に関する調査研究業務に実績のある事業者を募集する。

2 業務の内容

(1) 業務名

平成28年度公民連携実務研究会支援業務

(2) 委託期間

契約締結の日の翌日から平成29年3月14日まで

(3) 調査研究テーマ

ア 指定管理者制度に係るテーマ

(ア) 指定管理者の各業務プロセスにおけるポイントについて

地方自治法が改正され、平成15年に指定管理者制度が創設されてから10年以上が経過し、地方自治体では積極的な活用が図られるようになった。この間、制度導入施設が増加する一方、制度の運用について様々な課題が言及されてきた。

当財団では、地方自治体からの要望を踏まえ、これまで産官学の有識者とともに幅広い視点から指定管理者制度の運用上のポイントについて検討を行ってきた。この間の検討成果は、多くの地方自治体において効果的・効率的な運用を検討していく際の参考とされている。

平成28年度においては、過去11年間の研究成果を活かしながら、これまでの総括として、指定管理者の導入検討、公募、選定、モニタリング、更新及び引継ぎといった各業務プロセスにおけるポイントを整理する。

(イ) 指定管理者制度の運用を持続可能なものとするための方策について

指定管理者制度は地方自治体に着実な定着を見せているところであるが、一方で、自治体職員の人事異動等に伴い、徐々に適切な施設運営を確保するためのノウハウが失われつつあることや、指定管理料の積算が適切なものでなくなっているなどの課題も指摘されていることから、この制度を持続可能なものとするための方策について検討する。

イ 行政事務の外部委託に係るテーマ

(ア) 行政事務の外部委託に係る歳出削減効果の把握方法等に関する調査

地方自治体においては、人口減少・少子高齢化の進展、行政サービス需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められる一方、厳しい財政状況において、今後とも質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供していくためには、外部委託等による業務改革の推進が不可欠となっている。国においても、平成 27 年 6 月に「経済財政運営と改革の基本方針 2015」が閣議決定されるなど、全国的な取組が進められようとしている。

平成 28 年度においては、外部委託の対象として考えられる公共サービスのうち、市町村にとって汎用性が高いと考えられる窓口及び庶務業務について、外部委託に係る歳出削減効果の把握方法等について考え方を整理する。

(4) 業務内容

ア 平成 28 年度公民連携実務研究会の開催・運営支援

平成 28 年度公民連携実務研究会の開催・運営にあたって、日程調整、会場設営、進行に関する調整等を行うとともに、同研究会での論点の設定、議論・検討に必要な資料の作成及び同研究会の議事録の作成を行う。また、同研究会の開催・運営に係る旅費交通費、会議費、諸謝金の調整事務及び支出を行う。なお、同研究会は財団会議室において 4 回開催する予定である。

イ 指定管理者制度等の公民連携事業に関する取組事例の収集・整理

上記アの研究会における議論の材料とするため、地方自治体等の指定管理者制度及び行政事務の外部委託に関する取組事例を収集するとともに、必要に応じてアンケート調査やヒアリング調査等を行い、論点を整理する。

ウ 平成 28 年度公民連携実務研究会報告書の作成

上記アの研究会での検討結果等を整理した平成 28 年度公民連携実務研究会報告書（以下「成果報告書」）を作成する。

(5) 成果物

- ①成果報告書（A4 版、両面一部カラー）：100 部
- ②成果報告書の内容を記録した電子媒体：1 枚

(6) 留意事項

- ア 平成 28 年度公民連携実務研究会の委員報酬・旅費は事業者が支払う。
- イ 平成 28 年度公民連携実務研究会の会場は財団会議室を利用する。
- ウ 委託業務全般にわたり、財団と協議のうえ業務を実施し、定期的に財団へ進捗状況を報告すること。

3 提案限度価格

8,000,000 円 (税込)

4 応募資格

- (1) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県のいずれかに事務所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 官庁(国の全ての機関)から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止(以下「指名停止等」)を受けている期間に該当しない者であること。なお、官庁からの指名停止等を受けているのが、会社(法人)の本店・支店・営業所等のいずれであっても応募資格はない。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

5 企画提案書等の提出

(1) 応募期間

平成 28 年 4 月 1 日(金)～平成 28 年 4 月 15 日(金) 17 時 00 分必着

(2) 提出書類

次の書類を各 1 部提出する。

- ①業務実績一覧
- ②担当者経験一覧
- ③会社概要(会社パンフレット代用可)
- ④企画提案書(様式自由)
- ⑤業務従事者動員計画(様式自由)
- ⑥見積書(様式自由、算出根拠を記載すること)

(3) 応募方法

持参又は簡易書留による郵送。(eメール、ファックスは不可)

(4) 提出先及び問い合わせ先

(一財)地域総合整備財団 開発振興部開発振興課(担当:田口)
〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-8-1 麹町クリスタルシティ東館 12 階
TEL03-3263-5758

6 選考方法

(1) 選考

(一財)地域総合整備財団 開発振興部開発振興課で選考を行う。

(2) 選考基準

以下の基準により審査を行い、その総合得点が最も高い者を委託者として決定する。

(カッコ内は得点の配分)

ア 企画提案内容が本事業の目的に合致していること。(計 30 点)

企画提案内容が的確で、訴求力のある企画案を提示できているかを審査する。

- ・当該事業の目的を適切に把握しており、「指定管理者制度」「民間委託」に対する問題意識が当該事業と合致する。(10 点)
- ・平成 28 年度公民連携実務研究会の進め方について適切かつ具体的な考えが示されている。(10 点)
- ・作業内容とスケジュールが適切である。(10 点)

イ 本事業の実施に十分な能力及び体制を有すること。(計 30 点)

過去に類似の事業を実施した実績があり、本事業に関する専門性を有するか。また、開発振興部開発振興課との連絡調整や打ち合わせなどに適切に対応できるかを審査する。

- ・担当者が指定管理者制度及び行政事務の外部委託に関する十分な専門性を有している。(10 点)
- ・担当者が類似事業に関する十分な実績を有している。(10 点)
- ・業務を確実、円滑に実施するための実施体制、連携体制を有している。(10 点)

ウ 見積価格が適正であること。(30 点)

見積りの内容が的確であり、提案限度価格の範囲内で見積りが行われているかを審査する。見積価格に関する審査は、最低価格を満点(30 点)とし、2 位以下の者の得点は 1 位の見積価格との比率により算出する。なお、得点は、小数点第 1 位までを求める。

$$\boxed{\text{見積価格の得点} = 30 \text{ 点} \times (\text{提案者のうち最低価格} / \text{当該者の見積価格})}$$

エ その他特に優れた点があること。(10 点)

その他、特に加算すべき優れた内容が認められること。

(3) 選考結果の公表

ア 時期

平成 28 年 4 月下旬。(予定)

イ 方法

応募者全員に文書通知する。

7 企画提案に係るその他事項

(1) 企画提案に要する費用の負担

応募者負担とする。

(2) 応募書類の返却の可否

返却はしない。応募者は、あらかじめ提出書類の写しを保管すること。

(3) 成果品の帰属

(一財) 地域総合整備財団